

令和7年4月1日より、入院時食事療養費の自己負担額が変更となります。

※厚生労働省の健康保険法等の規定に基づき、患者様の入院中の自己負担金額が下記の通り変更となります。全医療機関共通の負担額変更となりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1食につき490円	1食につき 510円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並Ⅰ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき230円	1食につき 240円
	低所得Ⅱ・長期該当*	1食につき180円	1食につき 190円
	低所得Ⅰ	1食につき110円	1食につき 110円
区分ア・イ・ウ・エ	C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児等又は指定特定医療を受ける指定難病患者又は精神病床1年超	1食につき280円	1食につき 300円
		(精神1年超 260円)	

*長期該当とは過去12ヶ月以内の入院日数が90日を超えることで、長期該当の認定を受けると1食あたりの負担額が減額されます。